

平成 25年06月18日

山中 理司 様

外務省大臣官房総務課
外交記録・情報公開室

行政文書の開示の実施について（通知）

平成 25年06月17日付け「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受領しましたので、
下記の文書を開示します。

記

開示請求番号

2013-00238

本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目 2 番 1 号

外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室

電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

※ 本件に関するお問い合わせの際には、上記の開示請求番号をお知らせください。

国際法外交雑誌

第111巻 第1号

2012年5月

論 説

WTOにおける科学の役割

——SPS協定の限界と近年の体制内の変化—— 大阪大学准教授 内 記 香 子 1

国連安全保障理事会における立憲主義の可能性と課題

——国際テロリズムに関する実行を素材として—— 山形大学准教授 丸 山 政 己 20

国際経済法における規範構造の特質とその動態

——立憲化概念による把握の試み—— 静岡県立大学専任講師 伊 藤 一 頼 47

研究ノート

軍縮分野における多数国間条約の交渉枠組みについて

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室課長補佐 福 井 康 人 74

「戦争が条約に及ぼす効果」の正当化原理

——18-19世紀初頭学説の一断面—— 東京大学大学院博士課程 若 狭 彰 室 101

資 料

2011年の国際司法裁判所裁判官選挙の結果について

外務省国際法局長 長 嶺 安 政 130

2011年の国際法委員会委員選挙の結果について

外務省国際法局国際法課長 三 上 正 裕 139

アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)の最近の動向

——総会間活動および2011年開催された第50回年次総会を中心として——
アジア・アフリカ法律諮問委員会委員 石 垣 泰 司 148

紹 介

山内惟介 著『比較法研究 第一巻 方法論と法文化』

(日本比較法研究所研究叢書79) 関西大学教授 佐 藤 や よ ひ 174

【資 料】

2011年の国際司法裁判所裁判官選挙の結果について

外務省国際法局長

長 嶺 安 政

I はじめに

2011年11月10日（米国東部時間）、国際司法裁判所（ICJ）の裁判官選挙が国際連合総会（以下、「総会」という。）及び安全保障理事会（以下、「安保理」という。）において行われ、我が国の小和田 恆裁判官（選挙時点では所長）が総会で170票（最高得票）、安保理で14票（第2位）を獲得して再選を果たした。今回の選挙では、小和田裁判官の他、薛捍勤（Xue, Hanquin 中国）及びピーター・トムカ（Tomka, Peter スロバキア）の両裁判官が再選され、ジョルジオ・ガヤ（Gaja, Giorgio イタリア）及びジュリア・セブティンデ（Sebutinde, Julia ウガンダ）の各候補が新たに選出され、これら5名は本年2月6日から9年間の任期を務めることになった。また、その後、裁判官の互選によって、トムカ裁判官が新裁判所長に、ベルナルド・セプルヴェダ＝アモール裁判官（Sepulveda-Amor, Bernardo メキシコ）が裁判所次長に選出された（いずれも任期は3年間）。

今回の選挙は、小和田裁判官を含む5名の裁判官の任期満了に伴うものであったが、改選5議席に対して8名が立候補する争いになった。小和田裁判官を含む4名までは1回目の投票で当選が決まったが、最後の一議席をめぐってアブドゥル・コロマ（Koroma,

Abdul シエラレオネ）候補とセブティンデ候補（ウガンダ）の間で熾烈な争いとなり、当選者が決まるまでに総会で12回、安保理で9回の投票が行われるなど、まれに見る激戦となった。以下では、ICJ 裁判官選挙の基本的な仕組みを概観した後、今回の選挙を振り返ってみたい。

II 選挙手続

国際連合（国連）の主要な司法機関であるICJの裁判官選挙は国際司法裁判所規程（以下、「規程」という。）に従って行われることとされており、特に第2条～第4条及び第7条～第12条が関係する。

1 被選挙資格

ICJは、「徳望が高く、且つ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者又は国際法に有能の名のある法律家のうちから、国籍のいかんを問わず、選挙される独立の裁判官」15名で構成される（規程第2条、第3条）。

2 裁判所の構成

裁判官の任期は9年で、3年毎に5名ずつ改選される（規程第13条1項）。各選挙において選挙人は、「裁判官全体のうちに世界の主要文明形態及び主要法系が代表されるべき

ものであることに留意しなければならない」こととされている（規程第9条）。また、裁判所の15名の裁判官には同一国の国民が2人以上含まれてはならないこととなっている（規程第3条1項）。裁判所の構成に関してこれ以上の定めはない。実際には、1970年以降、15名の裁判官の出身は、アジア太平洋地域3、アフリカ地域3、中南米地域2、東欧地域2及び西欧その他地域5¹⁾となっているが、規程上、いわゆる地理的配分に関する定めが置かれているわけではない。また、安保理常任理事国は、1967年から1985年の中国を例外として、常に裁判官を輩出しているが、これも制度上保証されたものではない。

3 候補者指名

裁判官は、常設仲裁裁判所（PCA）の国別裁判官団またはこれと同一の条件で当該政府が任命する国別裁判官団によって指名される者の名簿の中から、国連総会及び安全保障理事会の選挙によって選出される（規程第4条）。すなわち、候補者になるためには、国別裁判官団によって指名される必要がある。いかなる国別裁判官団も、4人を超えて指名することはできず、そのうち自国籍を有する者は2人を超えてはならないこととされている（規程第5条2項）。指名を行う前には、自国の最高司法裁判所、法律大学及び法律学校並びに法律研究に従事する学士院及び国際学士院の自国の部の意見を求めることが勧告されている（規程第6条）。今回の選挙における候補者指名の時点で、国別裁判官団を有する国は93か国あった。

4 当選条件

- (1) 選挙で当選するには、総会及び安保理の双方で「投票の絶対多数（an absolute majority）を得ることが必要である（規程第10条1項）。この「絶対多数」という語について、国連の一貫した慣行は、実際に投票するか否かを問わず、全選挙国（electors）の過半数を意味すると解釈されている。
- (2) 今回の選挙に関しては、2011年6月に南スーダンが独立して国連に加盟したため、国連加盟国は193か国（国連憲章第93条1項の規定に基づき、すべての国連加盟国は当然にICJ規程の当事国になる。）であり、国連加盟国ではないが規程の当事国である国（規程第4条3項により、こうした国も安保理の勧告に基づいて総会が定める条件に従って選挙に参加できることとされている。）はないため、選挙国は国連加盟国に等しい193か国であった。従って、今回の選挙における総会の絶対多数は193票の過半数である97票であった。なお、国連憲章第19条による投票権停止国はなかったが、いずれにせよ投票権停止国の有無は「絶対多数」の数に影響を与えるものではない。
- (3) 安保理については、その絶対多数は15票の過半数である8票である。ICJ裁判官選挙の投票に関しては、常任理事国と非常任理事国の区別はなく（規程第10条2項）、いわゆる拒否権は認められていない。

5 投票

- (1) 総会における選挙については総会手続規

1) 本件地域区分は国連の地域区分に従っている。アジア太平洋地域には中央アジア及び中東の多くの国が含まれるほか、東欧地域にはロシア等が、西洋その他地域には米国、カナダ、豪州、ドイツ、ギリシャ、トルコ等が含まれる。なお、アジア太平洋地域は、2010年以前はアジア地域と呼ばれていた。

則 150 及び 151 が、安保理における選挙については安保理仮手続規則 40 及び 61 が適用される。

- (2) 選挙当日は、総会及び安保理は、「各別に (independently of one another)」選挙を行う（規程第 8 条）。その意味するところは、それぞれ独立にかつ同時に議事を取り進めるということである。
- (3) 総会及び安保理は、各会の絶対多数を獲得した 5 名の候補者をそれぞれ独立に決定する。仮に、第 1 回投票 (ballot) において、絶対多数を獲得した候補者が 5 名より少ない場合は、第 2 回投票を行い、必要とされている絶対多数を獲得する候補者が 5 名となるまで、同じ会合 (meeting) で投票を続ける（総会手続規則 151、安保理仮手続規則 61）。かつて、安保理において 5 名（または、それまでの投票で絶対多数を得た 5 名未満の候補者がいてその残りについて更に投票を継続している場合には、この 5 名未満の候補者の数を差し引いた残りの数）を越える候補者が絶対多数を得票したことがあったが、慣行は、この場合すべての候補者について改めて得票し直すというものである。
- (4) 総会又は安保理のいずれかでちょうど 5 名の候補者が絶対多数を得票した場合には、当該機関の長は、この結果を相手方機関の長に通報することとされている。通報を受けた機関の長は、自らの機関においていずれか 5 名の候補者が絶対多数を得票するまでは、受けた通報内容を機関の構成員に教えてはならないこととされている（先に 5 名が決定した機関においても、他方の機関でいずれか 5 名が絶対多数を得票するまでは、いずれの 5 名が絶対多数を得票したかについて、機関の構成員に対して明らかに

されない。)

- (5) 総会及び安保理それぞれにおいて投票の絶対多数を得た候補者 5 名の名簿を比較した結果、双方で絶対多数を獲得した候補者が当選したものとされる（規程第 10 条 1 項）。この結果、当選する候補者が 5 名より少ない場合には、総会及び安保理は第 2 回会合を開催し、残りの議席について更なる投票を行うこととされており、更に必要があるときには第 3 回会合を開催することとされている（規程第 11 条）。
- (6) 第 3 回会合を開催しても、依然として 1 以上の席が補充されない場合には、総会又は安保理の要請により、総会及び安保理により任命される 6 人からなる連合協議会を設置して決定することができるとされており（規程第 12 条 1 項）、連合協議会が当選者を確保できないと認めるときは、すでに選出されている裁判官が、残された席を補充する者を決めることとされている（規程第 12 条 3 項）。

Ⅲ 今回の選挙の概要

1 改選議席

2012 年 2 月 5 日をもって任期満了を迎える 5 名の裁判官は、次のとおりであった。

コロマ (Koroma, Abdul シエラレオネ)
 小和田 (Owada, Hisashi 日本)
 ジンマ (Simma, Bruno ドイツ)
 トムカ (Tomka, Peter スロバキア)
 薛 (Xue, Hanqin 中国)

2 候補者指名

今回の選挙で候補者指名を獲得して候補者となったのは、以下の 8 名である（肩書きは立候補当時の主なもの）。（2011 年 7 月 26 日付

けで国連事務局が作成した候補者リスト
A/66/183、S/2011/453 による。)

小和田 (Owada, Hisashi 日本) : ICJ 所長

薛 (Xue, Hanquin 中国) : ICJ 裁判官

セブティンデ (Sebutinde, Julia ウガンダ) :

シエラレオネ特別法廷裁判官

コロマ (Koroma, Abdul シエラレオネ) :

ICJ 裁判官

マンスール=タル (Mansour Tall, El Hadj

セネガル) : 法務省事務次官

ガヤ (Gaja, Giorgio イタリア) :

国連国際法委員会委員

カメノヴァ (Kamenova, Tsvetana ブルガリア) :

元・旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所裁判官

トムカ (Tomka, Peter スロバキア) :

ICJ 次長

このうち、現職 ICJ 裁判官は、小和田、薛、コロマ、トムカの各氏である。出身地域別に見ると、アジア太平洋地域は改選 2 議席に 2 名 (小和田、薛)、アフリカ地域は 1 議席に 3 名 (セブティンデ、コロマ、マンスール=タル)、東欧地域は 1 議席に 2 名 (カメノヴァ、トムカ)、西欧その他地域は 1 議席に 1 名 (ガヤ) の候補者がいる (但し、規程上、いわゆる地理的配分の制度が存在しないことは先述のとおりである)。なお、我が国の小和田候補は、我が国を含む 33 か国²⁾ の国別裁判官団から指名を獲得したが、これは今回選挙の候補者中、最大数であった (2 位は薛候補で 26 か国)。

3 選挙結果

投票は、11月10日 (第 1 ~ 5 回会合)、11月 22 日 (第 6 ~ 8 回会合)、12月13日 (第 9 回会合) の 3 日間にわたって行われた。

(1) 第 1 回会合

選挙は、11月10日午前10時 (米国東部時間) より、総会及び安保理で行われ、総会第 1 回投票において、小和田 (日本)、ガヤ (伊)、薛 (中国)、トムカ (スロバキア) 及びセブティンデ (ウガンダ) の 5 候補が、安保理第 1 回投票においては、小和田 (日本)、ガヤ (伊)、薛 (中国)、トムカ (スロバキア) 及びコロマ (シエラレオネ) の 5 候補が絶対多数を獲得した。従って、第 1 回会合では、小和田 (日本)、ガヤ (伊)、薛 (中国) 及びトムカ (スロバキア) の 4 候補が総会及び安保理の双方で絶対多数を獲得し、当選が決定した。第 1 回会合の投票結果は以下のとおり (絶対多数に該当する票数に下線を付した。以下同様)。

総会 (純投票 192 票、無効票 0 票、有効票 192 票、棄権票 0 票)。

小和田	170票
ガヤ (伊)	164票
薛 (中国)	162票
トムカ (スロバキア)	149票
セブティンデ (ウガンダ)	109票
コロマ (シエラレオネ)	88票
カメノヴァ (ブルガリア)	73票
マンスール=タル (セネガル)	38票

安保理 (純投票 15 票、無効票 0 票、有効票 15 票、棄権票 0 票)。

2) アルゼンチン、豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、チリ、中国、クロアチア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、日本、リヒテンシュタイン、メキシコ、モロッコ、オランダ、ペルー、ポーランド、韓国、ロシア、シンガポール、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国

資 料

薛（中国）	15票
小和田	14票
ガヤ（伊）	13票
トムカ（スロバキア）	13票
コロマ（シエラレオネ）	10票
セブティンデ（ウガンダ）	5票
カメノヴァ（ブルガリア）	4票
マンスール＝タル（セネガル）	1票

(2) 第2回会合

当選者が4名にとどまったため、引き続いて第2回会合が行われることになった。総会では、第1回投票においていずれの候補も絶対多数を獲得できなかったため、第2回投票を実施することとなったが、第1回投票の開票結果が報じられた後、ブルガリア及びセネガルが自国候補の立候補取り下げを表明した。第2回投票により、総会ではセブティンデ候補が絶対多数を獲得したが、安保理では第1回投票でコロマ候補が絶対多数を獲得したため、第2回会合では、いずれの候補も、総会及び安保理の双方で絶対多数を獲得するとの条件を満たすことができず、第3回会合を行うこととなった。第2回会合の投票結果は以下のとおり。

総会（第1回投票）

セブティンデ（ウガンダ）	95票
コロマ（シエラレオネ）	72票
カメノヴァ（ブルガリア）	19票
マンスール＝タル（セネガル）	7票

総会（第2回投票）

セブティンデ（ウガンダ）	110票
コロマ（シエラレオネ）	83票

安保理

コロマ（シエラレオネ）	10票
セブティンデ（ウガンダ）	3票
カメノヴァ（ブルガリア）	2票

マンスール＝タル（セネガル） 0票

(3) 第3～8回会合

第3回会合以降はセブティンデ候補とコロマ候補の一騎打ちとなり、総会ではセブティンデ候補が、安保理ではコロマ候補が絶対多数を獲得する状況が第8回会合まで続いた。なお、第4回会合に先立ち、総会議長から、第3回会合の後になお空席がある場合には、規程第12条に基づき、総会又は安保理は連合協議会の設置を求めることができることになっているが、慣行に基づきこのまま投票を継続することとしたい旨の発言があり、議場からは異議がなかったため、投票を継続することとなった。また、第8回会合後、ソロモン諸島から、総会議長の権限の下で非公式協議を行うことを求めるとともに、ブルンジからは、このように投票を無為に繰り返すことはできない旨の発言があったため、議長は関係国に対し、非公式協議を実施してその結果を総会に報告するよう要請した。

(4) 第9回会合

結局、非公式協議では決着がつかず、12月13日に改めて投票が行われ、セブティンデ（ウガンダ）が総会及び安保理の双方で絶対多数を獲得し、ようやく当選者が決定した。第3～9回会合の投票結果は以下のとおり。

セブティンデ （ウガンダ）	コロマ （シエラレオネ）
------------------	-----------------

第3回会合

総会（第1回）	96票	93票
（第2回）	98票	94票
安保理	7票	8票

第4回会合

総会	98票	95票
安保理	6票	9票

第5回会合

総会	<u>97票</u>	96票
安保理	6票	<u>9票</u>
第6回会合		
総会 (第1回)	96票	93票
(第2回)	<u>99票</u>	92票
安保理	6票	<u>9票</u>
第7回会合		
総会	<u>98票</u>	94票
安保理	7票	<u>8票</u>
第8回会合		
総会	<u>102票</u>	89票
安保理	7票	<u>8票</u>
第9回会合		
総会	<u>97票</u>	83票
安保理	<u>9票</u>	6票

(5) なお、新顔のガヤ候補（イタリア）は、ILC 委員を12年間務めた著名な国際法学者であり、過去に 5 回 ICJ の特別選任裁判官 (judge *ad hoc*) を務めている。また、セブティンデ候補（ウガンダ）は、ウガンダ法務省検事総長を務めた後、1996年以来ウガンダ高等裁判所の裁判官、また2005年からはシエラレオネ特別法廷裁判官を務めた女性であり、ICJ における初めての東アフリカ出身裁判官である。

IV 解 説

1 小和田候補の当選

今回の選挙で、我が国の小和田候補は、総会の第1回投票で前回選挙を上回る170票を獲得し、首位当選を果たした。ここでは、我が国における候補者擁立から当選までの経緯を概観してみたい。

(1) 政府としては、国際社会で最も権威のある司法機関としての ICJ の重要性に鑑み、引き続き、我が国出身の裁判官が ICJ に席

を占めることが重要であるとの観点から検討を行った結果、2003年以来 ICJ 裁判官（2009年からは所長）を務めている小和田裁判官の実績や知名度を考慮の上、同裁判官を候補として擁立することとした。

(2) また、我が国の常設仲裁裁判所国別裁判官団（小和田 恒 ICJ 所長、山本草二元国際海洋法裁判所 (ITLOS) 裁判官、柳井俊二 ITLOS 裁判官及び安藤仁介元規約人権委員会委員の4名で構成。）は、規程第6条の勧告に従い、従来から行っているように、最高裁判所長官、大学総長等の意見を踏まえた上で、小和田裁判官を候補として指名することを正式に決定し、2010年9月1日に岡田克也外務大臣（当時）に通知した。このことは、外務省から対外発表された。

(3) 国連に対する正式の指名通報は、2011年3月8日付書簡で国連事務局から各国政府を通じて各国の国別裁判官団に対して、同年6月30日を期限として本件選挙の候補者の指名を行うよう要請されたのを受けて、同年4月22日付の国連事務総長宛書簡をもって行われた。前述のように国別裁判官団は4人まで候補を指名することができるが、我が国の国別裁判官団は、小和田候補のほか、薛候補（中国）及びガヤ候補（イタリア）を指名した。

(4) 政府は、2010年9月1日の我が国国別裁判官団による小和田候補の指名決定後直ちに、本格的な選挙活動を開始した。まず、2010年9月10日には、外務事務次官を本部長、国際法局長（筆者）を事務局長とする選挙対策本部を外務省に設置し、選挙運動の取り組み方の基本方針を策定した。また、同時に、国連代表部をはじめとする我が国の全ての在外公館を通じて、同候補に対す

る各国政府の支持の要請を開始した。そして、その後も節目毎に、ニューヨーク及び各国首都において大使はじめ大使館員から支持要請を行った。また、政府首脳や閣僚レベルからも、二国間会談や国際会議等の機会を捉えて働きかけを行った。小和田候補自身は、現役のICJ所長という職責から、選挙活動を行うことはなかったが、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)総会(2011年6月)や選挙直前の国連総会の機会にICJ所長として報告等を行うことを通して、候補者としての類いまれなる資質や能力の高さを印象づけた。

- (5) こうした各国政府への支持要請とともに、各国の国別裁判官団による小和田候補の指名についても要請を行った。各国の国別裁判官団による指名は各国政府の投票行動を拘束するものではないが、各国の国別裁判官団から幅広く指名を受けるということは、とりまなおさず当該候補者への国際的な評価のバロメーターになる。小和田候補が我が国を含む33か国(今回選挙の候補者中最高数)の国別裁判官団の指名を得たことは当然ながら重みを持って受け止められた。
- (6) 今回の選挙で特筆されることの一つは、我が国が、ICJ選挙の一週間後に行われた国連国際法委員会(ILC)委員選挙にも村瀬信也候補(上智大学教授)を擁立しており、いわば二正面作戦を戦ったというところにある。ICJ裁判官選挙とILC委員選挙

が同年に行われ、その両方に候補を立てたのは、我が国にとり初めてのことであった³⁾。複数の選挙で各国からの支持要請が競合する場合、双方とも日本の候補を支持してもらうことは必ずしも容易でないことがあるが、こうした複雑な状況の中で、ILC委員選挙においても村瀬候補がアジア太平洋グループにおけるトップ当選を果たすことができたことを付言しておきたい。

- (7) 小和田候補の当選という結果をもたらした要因を細かに分析することは控えるが、若干の指摘を行いたい。まず、ICJ裁判官選挙では、何よりも個人の資質、能力、見識、知名度などが問題とされる。小和田候補は、外交官として、国際法学者として、現職のICJ裁判官として、その実績と知名度は候補者の中でも一際群を抜く存在であったと言えよう。そして、6月のAALCO総会への出席や、選挙直前の総会、安保理及び第六委員会などでの所長報告を通じてICJ所長としての適格な資質を示されたことが重みを持ったことは先に述べた。

第二に、今回の改選裁判官5名のうち、2名がアジア太平洋地域出身裁判官であり、しかも、同地域からの立候補者が2名の現職裁判官である小和田候補と薛候補(中国)ということになった。そして、選挙に先立つ2011年7月の時点で、国連のアジア太平洋グループ会合において同グループが満場一致で両候補者にエンドースを与えたことは極めて時宜

3) ICJ裁判官選挙は3年に一度(5名ずつ改選)、ILC委員選挙は原則として5年に一度(全員改選)の選挙であり、過去に両選挙が同時に行われたのは、確認できた限りでは、1948年、1966年、1981年、1996年の4回ある。我が国がICJ裁判官選挙において候補者を擁立したのは、1960年(田中耕太郎裁判官)、1975年(小田 滋裁判官)、1984年(小田裁判官)、1993年(小田裁判官)、2002年(小和田 恆裁判官)であったため、ILC委員選挙には1957年以降毎回候補を擁立しているものの、これまで両選挙を同時に戦ったことはなかった。

を得たことであった。

第三に、ICJ 裁判官選挙は、個人資格の裁判官を選出する選挙であり、国自体が選挙の対象になっているわけではないが、実際には、選挙運動を行うのも投票するのも各国政府であるから、候補者の本国政府に対する評価が各国の投票行動に大きく影響を与える。実際にニューヨークにおいて各国代表部への支持要請を一つ一つ行っていくと、開発、軍縮、環境、人間の安全保障等の国際公益に対する我が国の取組を評価する声や、我が国との良好な関係への言及が多く聞かれる。我が国が従来から行っている ODA や、アフリカ開発会議 (TICAD) 等の地道な取組の手応えを、筆者も選挙直前の約 1 ヶ月間ニューヨークで選挙運動に当たった三上正裕国際法課長も等しく感じた。ODA 予算等が削減傾向にある中で、国際社会で定着している我が国に対するこれらの評価を如何に持続していくかは今後の大きな課題である。

2 ICJ 裁判官選挙全般

最後に、今回の選挙全般に関して若干分析的な印象を述べたい。

(1) 投票パターン

今回の選挙では、アジア太平洋地域及び西欧その他地域については、改選議席と同数の候補者が擁立されたのに対し、アフリカ地域は 1 議席に 3 名、東欧地域は 1 議席に 2 名が立候補していた。地理的配分のある選挙であれば、アジア太平洋地域はいわゆる無風選挙区であるが、先述のとおり地理的配分は制度的なものではないことから、アジア太平洋地域出身候補に 2 票が投じられずに小和田候補の獲得票数が目減りする可能性も想定を余儀なくされた。実際、総会では、アジア太平洋

地域出身候補 (小和田候補及び薛候補) が獲得した合計票数は 332 票であったから、投票した全ての締約国 (192 か国) がアジア太平洋地域出身の候補に 2 票投じていれば獲得していたはずの 384 票との差である 52 票は、他地域出身の候補に投票されたかまたは棄権されたことになる。総会第 1 回投票では、アジア太平洋地域の 52 票及び西欧その他地域の 28 票から、43 票がアフリカ地域に、30 票が東欧地域に流れたと考えられる。また、安保理では、アジア太平洋地域 (小和田候補) の 1 票及び西欧その他 (ガヤ候補) の 2 票が、東欧へ 2 票及びアフリカへ 1 票流れたことになる。結果的に今回の選挙では、こうした票の流れが小和田候補の獲得票数に大きな影響を与えるほどとはならなかった。しかし、ICJ 裁判官選挙においては、一見して無風選挙と見られる地域においても、他地域に有力候補が複数人立つ場合には、その影響を受けるということを銘記すべきである。

(2) 総会と安保理で投票結果が異なる場合の票の変化

今回、5 議席のうち小和田候補を含む 4 議席までは 1 回目の投票で決まったが、残りの 1 議席はアフリカ出身の現職コロマ候補 (シオラレオネ) と新顔セブティンデ候補 (ウガンダ) との間の激戦となり、計 3 日間 (11 月 10 日、22 日及び 12 月 13 日) にわたって総会で計 12 回、安保理で計 9 回の投票が繰り返される稀に見る接戦となった。最終的にはセブティンデ候補が勝利したが、もし、第 5 回投票でコロマ候補が総会であと 1 票獲得していたら、コロマ候補が勝っていたというきわどさであった。コロマ候補については 1994 年以来 ICJ 裁判官を 2 期 18 年務め、3 期目の挑戦であったが、同一裁判官の長期在任に対して

は批判的な見方があった。他方、セブティンデ候補は、ジェンダーバランスの観点やこれまで ICJ 裁判官を輩出していない東アフリカの候補であることをアピールしたが、その業績の多くは国内であり、コロマ候補に比べて国際法分野での実績と知名度に欠けるという点が弱点と見られた。

結局、第 1 回会合から一貫して、総会ではセブティンデ候補、安保理ではコロマ候補が優位という構図にあり、それが第 8 回会合まで続いた。従来は、このように総会と安保理の判断が割れた場合には、安保理メンバーの投票結果は変わりにくく、投票を繰り返すうちに総会の結果が安保理の結果に近づいていくというのが一般的な傾向であった。しかし、今回の選挙では、総会で常に絶対多数を維持していたセブティンデ候補が、安保理での当初の 5 票差をひっくり返して当選したということになる。

V おわりに

我が国が初めて ICJ に裁判官を送ったのは、1961年の田中耕太郎元最高裁判所長官であっ

た。田中裁判官が1970年に退任した後は、6年の間隔があいたが、その後、1976年に小田滋裁判官が就任して以来今日まで、継続して裁判官を輩出してきている（小田裁判官及び小和田裁判官）。今回も国際社会の圧倒的な支持を受けて小和田裁判官が再選されたことは、同候補の個人的な実績や能力に対する評価はもちろんのこと、国際社会における法の支配の分野での我が国への評価をも示しているものと受け止めた。

かつて東西冷戦中の1960年代から1980年代にかけては、東西の冷戦対立等を背景に、ICJ に付託される案件が極めて少ない時期があったが、1980年代後半以降、付託事案が増えて ICJ が活況を呈していることは、紛争の平和的解決という観点から望ましいことである。特に、小和田裁判官が所長を務めていたここ 3 年間は、ICJ の歴史上で最も忙しい時期の一つであり⁴⁾、今回の小和田候補の再選は、その所長としての実績に対する国際社会の評価の表れという面があることも疑いないであろう。

4) 小和田所長の任期中に ICJ が判決又は勧告的意見を出した事件は以下のとおりである（括弧内の年月は判決又は勧告的意見が出された月）。

<判決>

- ・航行及び関連する権利に関する紛争事件 (コスタリカ対ニカラグア、2009年7月)
- ・ウルグアイ川の製紙工場事件 (アルゼンチン対ウルグアイ、2010年4月)
- ・アーマドゥ・サディオ・ディアロ事件 (ギニア対コンゴ民主共和国、2010年11月)
- ・人種差別撤廃条約適用事件（先決的抗弁） (グルジア対ロシア、2011年4月)
- ・領域及び海洋紛争事件（コスタリカの訴訟参加） (ニカラグア対コロンビア、2011年5月)
- ・領域及び海洋紛争事件（ホンジュラスの訴訟参加） (ニカラグア対コロンビア、2011年5月)
- ・1995年9月13日の暫定協定の適用事件 (マケドニア対ギリシャ、2011年12月)
- ・国家の裁判権免除事件 (ドイツ対イタリア、2012年2月)

<勧告的意見>

- ・コソボ暫定自治政府による一方的独立宣言の合法性事件 (2010年7月)
- ・国際農業開発基金に対する不服申立てに関する国際労働機関行政裁判所判決の再審請求事件 (2012年2月)

主管

取扱注意

総番号

平成23年 6月28日

平成23年 6月29日

外務大臣殿

主 管

国連代発

本省着

西田 恒夫大使

法国

注意

一二

電電
報報
のに
取関
りす
扱る
照は
は会
重情
に報
願通
信信
課来
電電
処理
班
内線
四二
一三
・四
二一
四
に連
絡願
いま
す。

2011年国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙（我が国の常設仲裁裁判所裁判官団による候補者の指名通知）（受領通知）

第5946号（取扱注意）

貴電法国第58343号及び往電第5078号に関し、

23日、2011年国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙に関し、国連事務局から当代表部宛てに、我が国の常設仲裁裁判所裁判官による我が国の小和田候補、中国の薛候補及びイタリアのガヤ候補に対する指名決定の通知を受領した旨の20日付口上書が送付されたところ、添付ファイルにて送付する。

転電【添付有】オランダ、イタリア、中国（了）

United Nations Nations Unies

HEADQUARTERS - SIEGE NEW YORK, NY 10017
TEL.: 1 (212) 963.1234 • FAX: 1 (212) 963.4879

取扱注意

REFERENCE: LA 19.4.2.

The Secretariat of the United Nations presents its compliments to the Permanent Mission of Japan to the United Nations and has the honour to acknowledge receipt through the Permanent Mission of the decision of the Japanese National Group to nominate President Hisashi Owada (Japan), Judge Xue Hanqin (China) and Professor Giorgio Gaja (Italy) as candidates in the elections to the International Court of Justice to be held during the sixty-sixth session of the General Assembly.

The Secretariat of the United Nations avails itself of this opportunity to renew to the Permanent Mission of Japan to the United Nations the assurances of its highest consideration.


20 June 2011



電 信

保存期間：平成28年12月31日まで

主管

取扱注意

総番号

主 管

平成23年 6月 2日

国 連 代 発

法 国

平成23年 6月 3日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

西 田 恒 夫 大 使

注意

一 二

電電
報報
のに
取関
りす
扱る
い照
は会
慎は
重情
に報
願通
い信
ま課
す来
電
処
理
班内線
四二
一三
・四
二一
四に
連絡
願いま
す。

国際司法裁判所（I C J）裁判官選挙（我が国の常設仲裁裁判所裁判官団による候補者の指名通知）

第5078号（取扱注意）

貴電法国第58343号に関し、

5月31日、本使発マサイアス(Mr. Stephen Mathias)法務局次長宛て書簡（添付）を付して、冒頭貴電添付の我が国の常設仲裁裁判所国別裁判官団発国連事務総長宛書簡を発出したところ、右御報告する。

転電【添付有】オランダ、中国、イタリア（了）

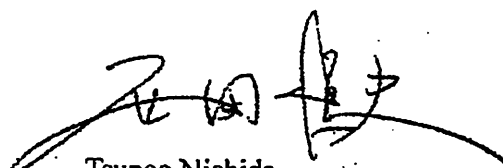
PERMANENT MISSION OF JAPAN
TO THE UNITED NATIONS
NEW YORK

31 May 2011

Excellency,

With reference to your letter LA19.4.2 dated 8 March 2011, I have the honour to communicate with you that the national group of Japan in the Permanent Court of Arbitration has decided to nominate President Hisashi OWADA, H.E. Judge XUE Hanqin and Professor Giorgio Gaja as candidates in the election to the International Court of Justice to be held both in the Security Council and the General Assembly during the sixty-sixth session of the General Assembly of the United Nations.

Please accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.



Tsuneo Nishida

Permanent Representative of Japan
to the United Nations

Mr. Stephen Mathias
Assistant Secretary-General
In charge of Office of Legal Counsel

部数指示	発信用	執務用	計
公信(写共)	1	1	2
付属	有	無	
希望発送日	月	日	

公 信 案

(探査・資料兼用)

極秘・秘	取扱注意	平	4
秘 密 指 定 権 者 決 裁			
秘 密 指 定 期 間	平成 年 月 日迄、公表迄 決定迄、署名迄、保存期間に同じ		
指 定 事 由 (情報公開法 第5条該当号数)	1 個人情報 2 法人情報 3 外交情報	4 公安秩序 5 内部検討 6 事務支障	

付属添付

行わう

※ 受付番号: 201105300002
作業日付: 平成23年6月3日

※ 公信番号: 法国第40号
公信日付: 平成23年5月30日

大 臣	秘書官	主 管	保 存 期 間
副 大 臣		○ 国 際 法 局 長	(30年) (10年) (5年)
副 大 臣			(3年) (1年) (1年未満)
大臣政務官		国 際 法 課 長	平成 年 月 日迄
大臣政務官		首席事務官	注: 満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
大臣政務官		村井事務官	完結 平成 年 月 日
事務次官		○ 佐藤事務官	起案 平成23年 5月27日
外務審議官			※ 主 管 課
外務審議官			起案者 電話番号
官 房 長			尾崎 3 4 8 5

協議先

○ 総 国 企 長 ○ 亜 中 モ 長 ○ 西 欧 課 長

発信者 外務大臣	※
受信者 (在外宛で送付先が複数ある場合には、発信宛先一覧表を使用して下さい。)	※
国連代表部大使	※
写 送 付 先 (在外宛で送付先が複数ある場合には、発信宛先一覧表を使用して下さい。)	※

件 名
国際司法裁判所 (I C J) 裁判官選挙 (我が国の常設仲裁裁判所裁判官団
による候補者の指名通知)

※ 単 信 合 信 秘 極 秘 添 付 写 有 無 番 号	宛先数
「外」 和 文 欧 文 証 直 横 披 クーリエ 金 券 添 付	本 信
裏 示 タイプ タイプ 証 直 横 披 クーリエ 金 券 添 付	写

回覧番号

取 扱 注 意

事由:

法国第40号
平成23年5月30日

国連代大使 殿

外務大臣

件 名

国際司法裁判所（I C J）裁判官選挙（我が国の常設仲裁裁判所
裁判官団による候補者の指名通知）

引用公・電信
日付・番号

国連代発大臣宛第2069号

本年秋に国連にて開催される国際司法裁判所（I C J）裁判官選挙

に関し、我が国の常設仲裁裁判所裁判官団による候補者の指名を通知

する書簡を送付するので、国連事務総長に転達ありたい。

（了）

単信／付属添付
本信:1 写:0

行のう

付属添付 ☐ 付属空便（行） ☐ 付属空便（DP） ☐

22 April 2011

His Excellency
Mr. Bang Ki-moon
Secretary-General
United Nations

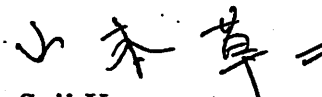
Sir,

We have the honour to acknowledge the receipt of the letter dated 8 March 2011, addressed by Mr. Stephen Mathias, Assistant Secretary-General in charge of the office of Legal Affairs, concerning the nomination of candidates for the election of five judges of the International Court of Justice to be held both in the Security Council and the General Assembly during the sixty-sixth session of the General Assembly of the United Nations.

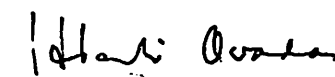
We, members of the national group of Japan of the Permanent Court of Arbitration, have further the honour to inform you that our national group has nominated President Hisashi OWADA, H.E. Judge XUE Hanqin and Professor Giorgio GAJA as candidates for the above-mentioned election, after having carried out consultations in accordance with Article 6 of the Statute of the International Court of Justice. President Owada's curriculum vitae is enclosed herewith.

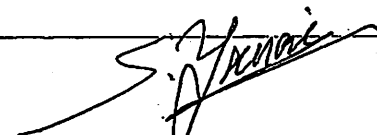
Please accept, Excellency, the assurances of our highest consideration.

National Group of Japan in
the Permanent Court of Arbitration


Soji Yamamoto


Nisuke Ando


Hisashi Owada


Shunji Yanai

本文	極秘・秘	取扱注意	平	5
添付	極秘・秘	取扱注意	平	
極秘作成部数		部の内 号		
秘密指定権者決裁				
秘密指定期間	平成 年 月 日迄、公表迄、決定迄、署名迄、保存期間に同じ			
指定事由 (情報公開法 第5条該当号数)	1 個人情報 4 公安秩序 2 法人情報 5 内部検討 3 外交情報 6 事務支障			

※
平成23年 5月27日

電 信 案

大臣 副大臣 副大臣 大臣政務官 大臣政務官 大臣政務官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長		秘書官	主管 ○国際法局長 法 国 長 首席事務官 村井事務官 ○佐藤事務官	情報通信課長 (発電係)	保 存 期 間 (30年) (10年) (5年) 3年 (1年) (1年未満) 平成26年12月31日迄 注：満了期日は、保存期間に応じ、 決裁完結日から起算のこと。
●秘書官が御了承とする場合には了承 日付を決裁時に記入すること。				完 結 平成 年 月 日	起 案 平成23年 5月27日
協議先 ○総国企長 ○亜中モ長 ○西欧課長				起案者 尾崎 壮太郎	内線 3485
【添付有】国連代				大使 総領事 あて 外務大臣 発	
件名 国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙（我が国の常設仲裁裁判所裁判官団による候補者の指名通知）					
主管・文書記号	※電話番号			パターン・コード	
法 国	第58343号	大至急	要処理		
転 報	【添付有】オランダ		大使 総領事 あて		大至急
添付ファイル ICJ指名通報書簡(2011).PDF 別添1：CURRICULUM VITAE. JTD			添付ファイル数：2 合計サイズ：162KB		

貴電第2069号に関し、

本年秋に行われる国際司法裁判所（ICJ）裁判官選挙に関し、小和田恒候補、薛捍勤候補（中国）及びジョルジョ・ガヤ候補（伊）を指名する我が国の常設仲裁裁判所裁判官団発国連事務総長宛書簡を添付のとおり送付するので、転達ありたい。なお、書簡のオリジナルは至近のパウチにて送付する。

転電【添付有】オランダ（了）

22 April 2011

His Excellency
Mr. Bang Ki-moon
Secretary-General
United Nations

Sir,

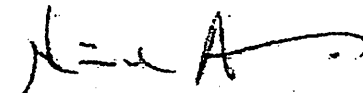
We have the honour to acknowledge the receipt of the letter dated 8 March 2011, addressed by Mr. Stephen Mathias, Assistant Secretary-General in charge of the office of Legal Affairs, concerning the nomination of candidates for the election of five judges of the International Court of Justice to be held both in the Security Council and the General Assembly during the sixty-sixth session of the General Assembly of the United Nations.

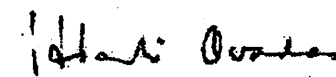
We, members of the national group of Japan of the Permanent Court of Arbitration, have further the honour to inform you that our national group has nominated President Hisashi OWADA, H.E. Judge XUE Hanqin and Professor Giorgio GAJA as candidates for the above-mentioned election, after having carried out consultations in accordance with Article 6 of the Statute of the International Court of Justice. President Owada's curriculum vitae is enclosed herewith.

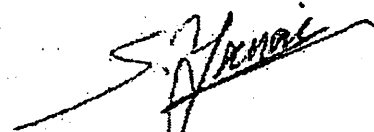
Please accept, Excellency, the assurances of our highest consideration.

National Group of Japan in
the Permanent Court of Arbitration


Soji Yamamoto


Nisuke Ando


Hisashi Owada


Shunji Yanai

CURRICULUM VITAE

HISASHI OWADA

I. Present Position

President of the International Court of Justice (2009-, Member of the Court 2003~)
Member of the Permanent Court of Arbitration (2001-)

II. Professional Career

Entered the Foreign Service of Japan (1955)
Legal Affairs Division, Ministry of Foreign Affairs (1959-63)
First Secretary, the Permanent Mission of Japan to the United Nations (1968-71)
Private Secretary to the Minister for Foreign Affairs (1971-72)
Director of the United Nations Political Affairs Division, Ministry of Foreign Affairs (1972-74)
Director of the Treaties Division, Ministry of Foreign Affairs (1974-76)
Private Secretary to the Prime Minister of Japan (1976-78)
Minister, Embassy of Japan to the U.S.A. (1979-81)
Minister, Embassy of Japan to the U.S.S.R. (1981-84)
Director General of the Treaties Bureau (principal Legal Adviser), Ministry of Foreign Affairs (1984-87)
Ambassador, Permanent Representative of Japan to the OECD (1988-89)
Deputy Minister, Ministry of Foreign Affairs (1989-91)
Vice-Minister for Foreign Affairs of Japan (1991-93)
Ambassador, Permanent Representative of Japan to the United Nations (1994-98)
Chairman of the Security Council, United Nations (1997,98)

III. Academic Career

1963-65, 71-76, 84-88 Adjunct Professor, the University of Tokyo (Professor of International Law and International Organization)
1979-81 Professor (visiting, full time), Harvard Law School (Professor of International Law)
1987, 89, 2000-02 Professor (visiting, winter semester), Harvard Law School (Professor of International Law)
1994-98 Adjunct Professor, Columbia Law School (Professor of International Law)
1994-98 Inge Rennert Distinguished Visiting Professor, New York University
Global Law School
1999 Professor, the Hague Academy of International Law

- 2000-03 Professor, Waseda University Graduate School (Professor of International Law and International Organization)
- 2002 Visiting Fellow Commoner of Trinity College, Cambridge University
Honorary Professor, Leiden University
Professional Academic Adviser, Hiroshima University
- 2001- Membre, L'Institut de Droit International (1995- Associé)
Member emeritus, Executive Council, the Japanese Society of International Law (1994- Member)
Honorary Member, American Society of International Law
- 2001- Member, Executive Council, the Japanese Branch of the International Law Association
- 2007-09 President, Asian Society of International Law (2009- Member of Executive Council)

IV. Participation in Major International Conferences

- 1960 Member of the Japanese delegation to the Second United Nations Conference on the Law of the Sea
- 1968-70 Member of the Japanese delegation to the 23rd-25th sessions of the General Assembly of the United Nations (6th Committee)
Rapporteur of the Sixth Committee of the 25th session of the General Assembly (1970)
- 1968-70 Head of the Japanese Delegation to the Special Committee on Friendly Relations of the United Nations
Chairman of the Draft Committee of the Special Committee (1970)
- 1968-70 Head of the Japanese delegation to the Legal Sub-committee of the Committee on Peaceful Uses of Outer Space of the United Nations
- 1968-70 Head of the Japanese Delegation to the Committee on the Peaceful Uses of the Sea Bed and the Ocean Floor of the United Nations
- 1968-69 Alternate Representative of Japan to the United Nations Conference on the Law of Treaties
- 1972-73 Alternate Representative of Japan to the 27th-28th session of the General Assembly of the United Nations
- 1973-82 Alternate Representative of Japan to the Third United Nations Conference on the Law of the Sea
- 1984-86, 89-90 Adviser of the delegation of Japan to the 39th-41st, 44th-45th sessions of the General Assembly of the United Nations
- 1994-98 Representative of Japan to the 49th-53rd sessions of the General Assembly of the United Nations

- 1995 Representative of Japan to the World Summit for Social Development in Copenhagen
- 1995 Representative of Japan to the Fourth World Conference on Woman in Beijing
- 1995-97 Representative of Japan to the Assembly of Heads of States and Governments 31st-33rd session of Organization of African Unity
- 1996 Representative of Japan to the General Assembly of Organization of American States
- 1997-98 Representative of Japan to the Security Council of the United Nations, President of the Security Council (1997 and 1998)
- 1997-98 Representative of Japan to the Ministers' Meeting of Non-Aligned Movement
- 1998 Representative of Japan to the Summit Meeting of Non-Aligned Movement
- 1998 Representative of Japan to the United Nations Diplomatic Conference on the Establishment of the International Criminal Court

V. Publications

In Japanese

- "Jurisdiction of the International Court of Justice -- Functions and Characteristics of International Justice", Gaimusho Chosa Geppo (Research Journal of the Ministry of Foreign Affairs) No.4, 1963
- "Codification of International Law and the United Nations - On the Declaration on Principles of International Law concerning Friendly Relations and Co-operation among States in Accordance with the Charter of the United Nations," Keizai to Gaiko (Economics and Diplomacy), 1971
- "Achievements and Challenges of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea - Law and Politics of the International Regime of the Sea", Kokusai Mondai (International Affairs), No.184, 1975
- "The Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua - Request for the Indication of Provisional Measures", Kokusaiho Gaiko Zasshi (the Journal of International Law and Diplomacy), Vol.83 No.6, 1985
- "The Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua - Jurisdiction and Admissibility", Kokusaiho Gaiko Zasshi (The Journal of International Law and Diplomacy), Vol.85 No.4, 1986
- "International Law, the United Nations and Japan", Liber Amicorum on honour of Prof. Y. Takano (Kobundo), 1987
- "The Functions of OECD and Diplomacy of Japan", Gaiko-Forum (Diplomatic Forum), 1989

"Trilateralism- the Relationship among Europe, the United States and Japan", Gaiko-Forum (Diplomatic Forum), 1989

"For the Establishment of Global Partnership", Gaiko-Forum (Diplomatic Forum), 1991

"Issues of Diplomacy from the Perspective of the History of Civilization", Gaiko-Forum (Diplomatic Forum), 1992

From Involvement to Engagement - The New Direction of Japanese Foreign Policy (Toshi Shuppan), 1994

"Future International Order and the Role of Japan", Astion, 1994

"Diversification of the UN Peace Keeping Operations- the Role of Japan and its Future Development", Yomiuri Shimbun, 1996

Diplomacy (NHK Press), 1996

"National Jurisdiction- International Law and National Law", Liber Amicorum in honour of Prof. S. Yamamoto (Keiso Shobo), 1998

"Reform of the United Nations and the Role of Japan", Hogaku Kyoshitsu (The Legal Studies), Yuhikaku, No.214, 1998

"The Establishment of the International Criminal Court", Jurist, No.1146, 1998

"Changes in International System and the Role of the United Nations", Gaiko-Forum (Diplomatic Forum), 1998

"The Creation of the International Criminal Court- A Critical Analysis", Kokusaiho Gaiko Zasshi (The Journal of International Law and Diplomacy), Vol.98 No.5, 1999

"The Establishment of a New Cooperative Order", Nihon Keizai Shimbun (The Japanese Economic Journal), 1999

"The World and Japan in 21st Century", Gakushikai-Kaiho (The Journal of Japan Academy), No.823, 1999

"Establishment of Asian Society of International Law and its Future" Horitsu Jiho (The Legal News Reports), No.79, 2007

International Relationship Theory (co-authored), 2002

For Peace and Scholarship - A Message from the Hague (co-authored), 2008

In English

"Annual review of Japanese practice in international law I- XX", The Japanese Annual of International Law, 1964-91

"What Future for the International Court of Justice?", Proceedings of American Society of International Law, vol.65, 1971

"Trilateralism: A Japanese Perspective", International Security, Winter 1980/81

The Security of East Asia and the Role of Japan, Acron Books, 1981

U.S.- Japan Economic Inter-action in an Interdependent World, University of

- California, Berkeley, 1981
- The Practice of Japan in International Law 1961-1970 (co-authored), Tokyo University Press, 1982
- "International Agenda of Japan for the Nineties", Proceedings of American Society of International Law vol.84, 1990
- "Japan's Foreign Policy: How Does It Strengthen the Rule of Law in International Affairs?", Proceedings of American Society of International Law, vol.84, 1990
- "A Japanese Perspective on Peace Keeping", New Dimension of Peacekeeping, Nijhoff, 1994
- "International Organization and National Law", Proceedings of American Society of International Law, vol.89, 1995
- "Regional Institutions in East Asia and Pacific: Is the Time Ripe?", Proceedings of American Society of International Law, vol.89, 1995
- "Diplomacy Reconsidered: Essay on the Re-Examination of A Legal Framework for Diplomacy", Journal of International Law and Politics (New York University Law School), 1995
- "Justice and Stability in the International Order", Proceedings of the United Nations Congress on Public International Law, 1995
- "Trilateral Perspective on International Legal Issues: Relevance of Domestic Law & Policy", Proceedings of American Society of International Law, vol.90, 1996
- "Justice and Stability in the International Legal Order: An Essay in Legal Analysis of the Contemporary International Order", The Japanese Annual of International Law, 1996
- "Japan's Constitutional Power to Participate in Peace-Keeping", Journal of International Law and Politics (New York University Law School), 1997
- "The Problem of World Public Order through the Prism of the United Nations", Peace, Development, Diplomacy, Bruylant Publishers, 1998
- 21st Century Strategies of the Trilateral Countries: In Concert or Conflict?, Trilateral Commission, 1999
- The Responsibilities of Democracies In Preventing Deadly Conflict (co-authored), Carnegie Commission on Preventing Deadly Conflict, 1999
- "Global Partnership towards the 21st Century: New Development Strategy and the Role of International Organizations", Donor Coordination and the Effectiveness of Development Assistance, The United Nations University, 1999
- "An East Asian Security Order for a Globalizing World", East Asia and the International System, Trilateral Commission, 2001
- "Some Reflections on the Problem of International Public Order", The Journal of International Law and Diplomacy (Kokusaiho Gaiko Zasshi), vol.102(3), 2003

"Reconceptualization of the International Rule of Law in a Globalizing World",
Japanese Yearbook of International Law, vol.51, 2008

VI. Education/Degrees

B.A., University of Tokyo (1955)
LL.B., Cambridge University (1956)
D.Phil. (*honoris causa*), Keiwa University of Japan (2000)
LL.D. (*honoris causa*), Banaras Hindu University, India (2001)
LL.D. (*honoris causa*), Waseda University (2004)
LL.D. (*honoris causa*), Groningen University, Netherlands (2009)

VII. Awards, Distinctions

Humanitarian Studentship in International Law, Cambridge University (1958-59)
Al-Istiqlal Order First Degree, Hashemite Kingdom of Jordan (1990)
Legion d'Honneur, Officier, République française (1992)
Grand Cross of the Order of Merit, the Federal republic of Germany (1994)

VIII. Personal Data

Born September 18, 1932, in Niigata, Japan.
Married to Yumiko Owada (née Egashira), with three daughters.

要処理

主管

取扱注意

総番号

平成23年 3月14日

平成23年 3月15日

外務大臣殿

主管

法国

国連代弁

本省着

西田 恒夫大使

国際司法裁判所（ICJ）（2011年裁判官選挙立候補者指名期限の通知）

第2069号（取扱注意） 要処理

10日、マサイアス（Mr. Stephen Mathias）国連法務局次長から本使宛て8日付け書簡を付して、我が国の小和田判事を含む5名の裁判官の任期が2012年2月5日に終了することに言及しつつ、国別裁判官団に対して2011年6月30日までに本件選挙の候補者を指名する旨要請する8日付け書簡が接到したところ、添付ファイルにて送付する。

転電【添付有】オランダ（了）

注意

一二

電電報の取扱いに
関係する照会
は慎重に
報通し
ます
課来
電
処
理
班

内線四二一三・四二一四に連絡願います。

United Nations Nations Unies

HEADQUARTERS • SIEGE NEW YORK, NY 10017

TEL 1 (212) 963 1234 • FAX 1 (212) 963 4879

REFERENCE: LA 19.4.2

8 March 2011

International Court of Justice/Election of five Judges
Deadline for nominations: 30 June 2011

Excellency,

On behalf of the Secretary-General, I would like to invite your attention to the fact that the terms of office of the following five members of the International Court of Justice will expire on 5 February 2012.

- Mr. Abdul G. Koroma (Sierra Leone);
- Mr. Bruno Simma (Germany);
- Mr. Hisashi Owada (Japan);
- Mr. Peter Tomka (Slovakia);
- Ms. Xue Hanqin (China).

In accordance with Articles 4 and 13 of the Statute of the International Court of Justice, the General Assembly and the Security Council, during the sixty-sixth regular session of the General Assembly, will elect five judges for a period of nine years, beginning 6 February 2012.

I have the honour to refer to paragraph 1 of Article 4 of the Statute of the Court and to request you to transmit the enclosed communication to the members of the national group of your country in the Permanent Court of Arbitration, inviting them to nominate candidates in the election. This request is made in accordance with paragraph 1 of Article 5 of the Statute of the International Court of Justice which provides, inter alia, that the Secretary-General should invite the members of the Permanent Court of Arbitration to undertake, by national groups, the nominations "within a given time". With this provision in view, the national group has been requested to send its nominations so as to reach the Secretary-General not later than **30 June 2011**. It should be noted that in application of the foregoing provision of Article 5, nominations made after this date will not be accepted.

Please accept, Excellency, the assurances of my highest consideration.



Stephen Mathias
Assistant Secretary-General
in charge of the Office of Legal Affairs

His Excellency
The Permanent Representative of Japan
to the United Nations
New York, NY

REFERENCE: LA 19.4.2

• 8 March 2011

**International Court of Justice/Election of five Judges
Deadline for nominations: 30 June 2011**

Sir/Madam,

On behalf of the Secretary-General, I would like to invite your attention to the fact that the terms of office of the following five members of the International Court of Justice will expire on 5 February 2012.

- Mr. Abdul G. Koroma (Sierra Leone);
- Mr. Bruno Simma (Germany);
- Mr. Hisashi Owada (Japan);
- Mr. Peter Tomka (Slovakia);
- Ms. Xue Hanqin (China).

In accordance with Articles 4 and 13 of the Statute of the International Court of Justice, the General Assembly and the Security Council, during the sixty-sixth regular session of the General Assembly, will elect five members of the Court from a list of persons nominated by the national groups in the Permanent Court of Arbitration and, in the case of parties to the aforementioned Statute not represented in the Permanent Court of Arbitration, by national groups appointed for this purpose by their Governments. I am, therefore, directed by the Secretary-General to invite you, in accordance with Article 5 of the Statute of the Court, to join with other members of your group in nominating, as a group, persons in a position to accept the duties of a member of the Court.

In this connection, I should like to refer to paragraph 2 of Article 5 of the Statute, the first sentence of which reads:

“No group may nominate more than four persons, not more than two of whom shall be of their own nationality”.

I should also like to invite your attention to the provisions of Articles 2 and 6, and also to those of paragraph 1 of Article 16 and paragraph 1 of Article 17.



Finally, I should like to refer to the provision in paragraph 1 of Article 5 that the nominations should be undertaken "within a given time". Accordingly, I have the honour to request that the nominations be sent so as to reach the Secretary-General not later than **30 June 2011**. In view of the provision of Article 5, nominations made after this date will not be accepted. I also have the honour to request that nominations be accompanied by the curricula vitae of the candidates and be transmitted through the Permanent Mission of your state to the United Nations in New York.

Yours sincerely,



Stephen Mathias
Assistant Secretary-General
in charge of the Office
of Legal Affairs

西欧他グループ

2011/2/11/8 現在

国名	キャピタル(在 京 含 む)		国連代	
	状況	働きかけ	状況	働きかけ
フランス				
英国				

米国

アジアグループ

2011/11/8 現在

国名	キャピタル(在京・在蘭含む)		国連代	
	状況	働きかけ	状況	働きかけ
中国				

中東欧グループ

2011/11/8 現在

国名	キャピタル(在京含む)		国連代	
	状況	働きかけ	状況	働きかけ
ロシア				